

## 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

受注者は、本契約による業務（以下「この委託業務」という。）を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、又はその趣旨を尊重し、契約書及び仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### （用語の定義）

第1条 この特記仕様書における個人情報は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- （2）個人識別符号が含まれるもの

### （秘密保持義務）

第2条 受注者は、本契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### （再委託の禁止）

第3条 受注者は、この委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の主要な部分を除く一部についての再委託については、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により再委託する場合には、受注者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### （個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この委託業務において取り扱う個人情報について、当該業務以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この委託業務において取り扱う個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### （個人情報の持ち出し）

第6条 受注者は、この委託業務において取り扱う個人情報について、業務上の必要がある場合に限り、最小限の範囲で、指定された場所から持ち出すことができる。この場合において、受注者は施錠できる専用ケースに収納したうえで専用車により搬送し、発注者及び受注者は授受等の確認を行わなければならない。

- 2 前項の規定により個人情報を搬送する場合において、緊急時又はその他の事情で専用車が使用できないときは、受注者は、速やかに発注者に報告して指示を受けなければならない。

(個人情報の返還又は処分)

第7条 受注者は、この委託業務が完了したとき又は本契約が解除されたときは、この委託業務において取り扱う個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議のうえ、受注者が個人情報を廃棄する場合は、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、裁断等により処分しなければならない。

(事故報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の保護に関して事故が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従って当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告しなければならない。

(立入検査及び調査)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの委託業務において取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入検査、調査又は報告の求めがあったときは、受注者は、これに従わなければならない。

(従事者名簿の提出)

第10条 受注者は、この委託業務を処理するために、個人情報を取り扱う者及び発注者の情報システムの設置場所に立ち入る者の名簿を提出して発注者の了承を得るとともに、その者に身分証明書を携行させなければならない。

(従事者に対する監督・教育)

第11条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書における従事者が遵守すべき事項及び本契約の履行に必要な教育及び研修を従事者全員に対して実施し、監督しなければならない。

(契約解除)

第12条 発注者は、受注者がこの特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除できるものとする。

2 受注者は、当該契約解除によって損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者がこの特記仕様書に記載された事項に違反したことにより、発注者が損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を受けた場合は、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

以上